

令和8年5月分

令和8年6月30日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

5月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 有効求人・有効求職のバランス

☆ 産業別求人賃金一覧表

☆ 中途採用時賃金月額

令和8年1月～令和8年3月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 千葉県の最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金一覧（47都道府県）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所

〒260-0842

千葉市中央区南町2-16-3

海気館蘇我駅前ビル3階・4階

TEL 043-300-8609

FAX 043-300-8619

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2026年05月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希
			上限	下限	賃金					上限	下限	賃金
3,993	4,359	0.92	317,080	240,335	250,054	職 業 計	2,522	2,949	0.86	1,512	1,297	1,244
15	26	0.58	334,460	265,167	325,000	A管理的職業従事者	0	6	-	0	0	1,350
0	1	-	0	0	0	01管理的公務員	0	1	-	0	0	1,500
0	5	-	0	0	500,000	02法人・団体役員	0	2	-	0	0	1,200
9	14	0.64	296,980	206,500	300,000	03法人・団体管理職員	0	3	-	0	0	0
6	6	1.00	353,200	294,500	250,000	04その他の管理的職業従事者	0	0	-	0	0	0
786	628	1.25	349,071	255,162	284,018	B専門的・技術的職業従事者	343	326	1.05	1,614	1,449	1,616
1	4	0.25	0	0	433,333	05研究者	0	8	-	0	0	2,000
0	0	-	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	-	0	0	0
11	22	0.50	454,250	269,250	326,667	07製造技術者(開発)	0	9	-	0	0	2,000
5	57	0.09	482,200	198,100	230,000	08製造技術者(開発を除く)	0	18	-	0	0	2,567
139	50	2.78	452,106	278,433	363,846	09建築・土木・測量技術者	3	8	0.38	1,800	1,400	2,000
39	112	0.35	0	0	265,000	10情報処理・通信技術者	0	18	-	0	0	2,350
10	11	0.91	382,110	225,137	300,000	11その他の技術者	3	6	0.50	1,150	1,150	1,450
7	11	0.64	327,400	258,000	250,000	12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	3	15	0.20	2,300	1,795	2,400
176	78	2.26	317,214	246,220	307,500	13保健師、助産師、看護師	96	82	1.17	1,863	1,668	1,584
64	27	2.37	336,684	257,295	266,667	14医療技術者	28	15	1.87	2,488	2,171	1,400
35	31	1.13	292,538	225,155	248,889	15その他の保健医療従事者	20	9	2.22	1,387	1,200	1,200
268	92	2.91	327,982	256,694	245,625	16社会福祉専門職業従事者	172	71	2.42	1,357	1,252	1,218
0	3	-	0	0	0	17法務従事者	1	0	-	0	0	0
2	5	0.40	235,000	195,000	300,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	1	3	0.33	0	0	0
9	20	0.45	300,233	250,233	250,000	19教員	13	16	0.81	1,600	1,333	1,670
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
0	10	-	0	0	250,000	21著述家、記者、編集者	0	4	-	0	0	0
1	55	0.02	0	0	253,750	22美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	19	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	23音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
19	40	0.48	0	0	287,143	24その他の専門的職業従事者	3	24	0.13	0	0	1,236
266	1,310	0.20	262,540	211,348	229,548	C事務従事者	206	768	0.27	1,352	1,228	1,218
165	1,076	0.15	244,903	200,901	222,857	25一般事務従事者	129	656	0.20	1,314	1,228	1,205
19	85	0.22	317,703	285,787	252,308	26会計事務従事者	6	35	0.17	1,500	1,500	1,552
27	32	0.84	433,600	246,900	293,333	27生産関連事務従事者	9	13	0.69	1,150	1,150	1,200
25	72	0.35	244,671	206,421	264,545	28営業・販売事務従事者	10	14	0.71	1,500	1,183	1,450
0	1	-	0	0	0	29外勤事務従事者	1	0	-	0	0	0
30	13	2.31	277,340	212,973	287,500	30運輸・郵便事務従事者	0	5	-	0	0	1,127
0	31	-	0	0	225,714	31事務用機器操作の職業	51	45	1.13	1,750	1,200	1,150
193	196	0.98	323,303	245,315	326,552	D販売従事者	86	113	0.76	1,226	1,191	1,246
106	94	1.13	300,213	213,547	240,909	32商品販売従事者	86	97	0.89	1,226	1,191	1,264
0	7	-	0	0	150,000	33販売類似職業従事者	0	1	-	0	0	1,140
87	95	0.92	326,314	249,459	392,353	34営業職業従事者	0	15	-	0	0	1,200
514	377	1.36	259,854	221,874	233,158	Eサービス職業従事者	850	320	2.66	1,631	1,319	1,197
0	0	-	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	1	3	0.33	0	0	1,000
321	138	2.33	260,531	221,779	233,810	36介護サービス職業従事者	533	92	5.79	1,873	1,381	1,279
67	22	3.05	213,365	193,043	216,667	37保健医療サービス職業従事者	40	14	2.86	1,481	1,206	1,115
14	20	0.70	0	0	250,000	38生活衛生サービス職業従事者	18	5	3.60	1,145	1,145	1,200
37	87	0.43	257,667	220,667	239,286	39飲食調理従事者	115	100	1.15	1,273	1,227	1,152
47	51	0.92	279,800	233,113	235,714	40接客・給仕職業従事者	90	41	2.20	1,350	1,218	1,150
2	27	0.07	207,000	207,000	200,000	41居住施設・ビル等管理人	1	22	0.05	1,140	1,140	1,213
26	32	0.81	330,000	272,500	232,857	42その他のサービス職業従事者	52	43	1.21	1,421	1,381	1,158
100	43	2.33	293,758	252,308	228,333	F保安職業従事者	500	32	15.63	1,525	1,248	1,165
0	1	-	0	0	380,000	43自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
100	42	2.38	293,758	252,308	198,000	45その他の保安職業従事者	500	32	15.63	1,525	1,248	1,165
15	28	0.54	332,083	225,583	210,000	G農林漁業従事者	24	29	0.83	1,325	1,175	1,143
15	28	0.54	332,083	225,583	210,000	46農業従事者	24	28	0.86	1,325	1,175	1,143
0	0	-	0	0	0	47林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
643	250	2.57	324,314	238,394	256,750	H生産工程従事者	48	77	0.62	1,315	1,205	1,188
17	11	1.55	254,600	214,100	500,000	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	1	-	0	0	0
61	15	4.07	293,940	251,900	274,000	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	1	4	0.25	1,200	1,140	0
1	5	0.20	0	0	200,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	3	-	0	0	0
129	38	3.39	331,290	226,050	242,000	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	17	10	1.70	1,140	1,140	1,140
45	47	0.96	275,754	212,503	245,000	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	10	26	0.38	1,210	1,193	1,220
28	15	1.87	346,819	234,744	250,000	54機械組立従事者	3	6	0.50	0	0	0
284	48	5.92	358,300	267,624	240,000	55機械整備・修理従事者	7	10	0.70	1,550	1,500	1,200
24	3	8.00	288,967	223,200	290,000	56製品検査従事者(金属製品)	2	3	0.67	1,500	1,140	1,150
12	9	1.33	265,000	192,400	200,000	57製品検査従事者(金属製品を除く)	0	5	-	0	0	0
1	8	0.13	0	0	0	58機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
41	51	0.80	308,429	221,714	263,750	59生産関連・生産類似作業従事者	8	9	0.89	1,500	1,140	1,200
342	242	1.41	288,255	246,313	254,600	I輸送・機械運転従事者	155	71	2.18	1,239	1,193	1,200
0	0	-	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
283	128	2.21	282,310	244,160	248,889	61自動車運転従事者	151	53	2.85	1,222	1,172	1,232
0	0	-	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
33	43	0.77	239,300	226,500	248,182	63その他の輸送従事者	0	5	-	0	0	1,100
26	71	0.37	364,000	275,000	273,333	64定置・建設機械運転従事者	4	13	0.31	1,500	1,500	1,088
827	80	10.34	401,902	260,085	275,263	J建設・採掘従事者	33	20	1.65	1,808	1,675	1,350
132	12	11.00	437,267	278,267	300,000	65建設躯体工事従事者	0	1	-	0	0	0
272	21	12.95	393,474	287,786	250,000	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	28	8	3.50	1,750	1,750	1,350
154	25	6.16	434,645	241,864	292,222	67電気工事従事者	2	3	0.67	0	0	0
269	22	12.23	370,458	234,385	260,000	68土木作業従事者	3	8	0.38	1,866	1,600	1,350
0	0	-	0	0	0	69採掘従事者	0	0	-	0	0	0
292	495	0.59	265,697	228,438	219,524	K運搬・清掃・包装等従事者	277	684	0.40	1,253	1,183	1,160
158	196	0.81	281,053	236,529	234,186	70運搬従事者	20	99	0.20	1,145	1,140	1,201
53	55	0.96	271,290	226,930	190,000	71清掃従事者	92	192	0.48	1,299	1,203	1,142
17	9	1.89	223,833	222,167	200,000	72包装従事者	39	21	1.86	0	0	1,050
64	235	0.27	230,784	209,727	209,000	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	126	372	0.34	1,230	1,173	1,165

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス（令和8年5月分）

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常用

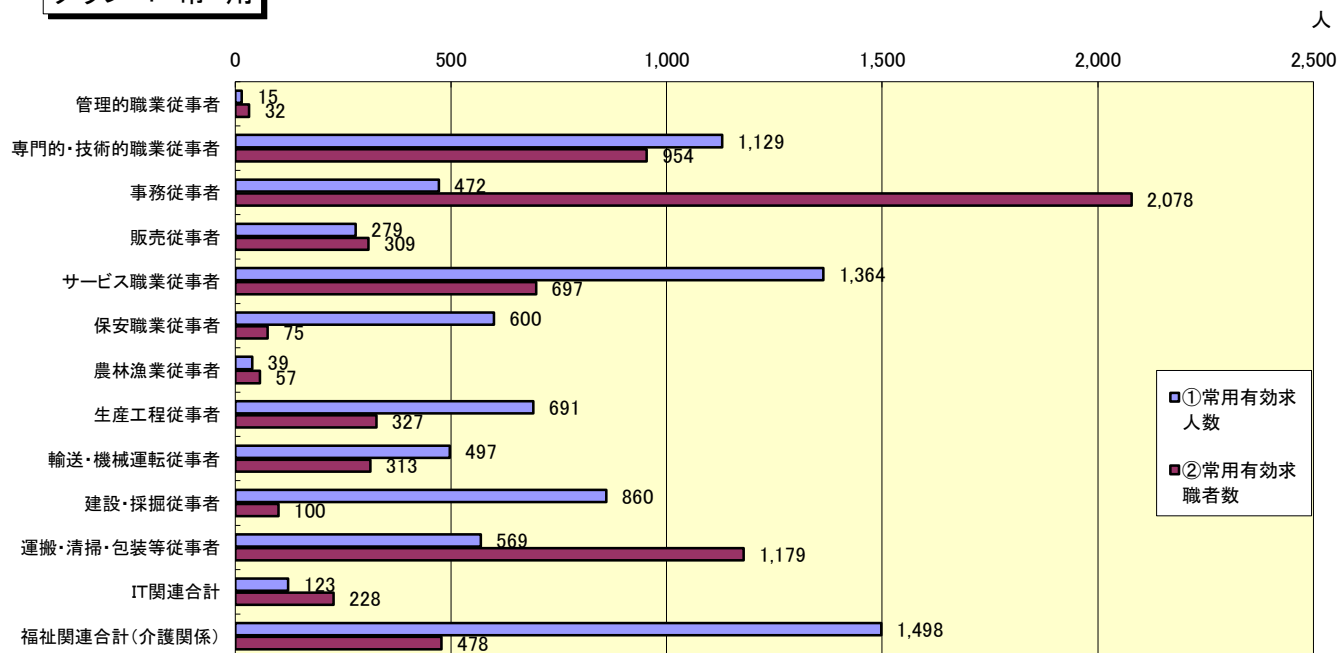
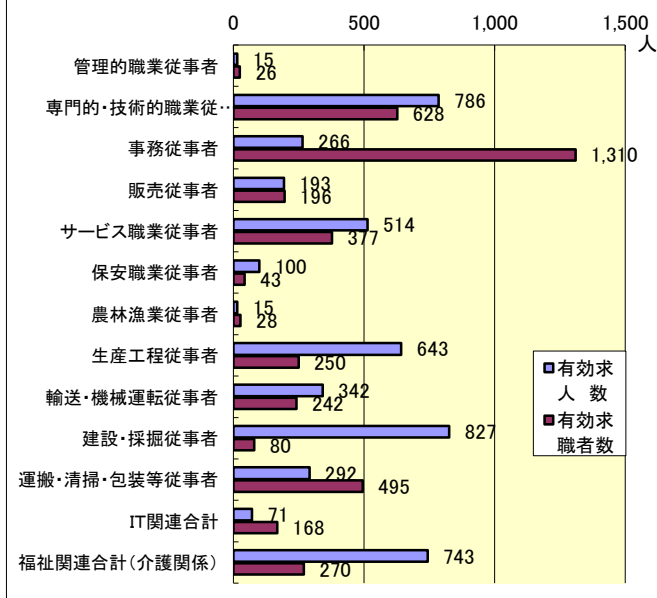


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

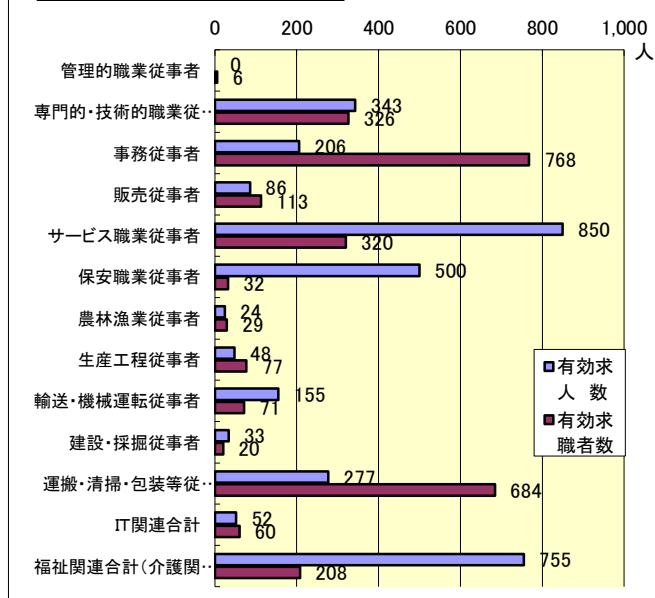
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	6,515	6,121	1.06	3,993	3,675	1.09	2,522	2,446	1.03
管理的職業従事者	15	32	0.47	15	26	0.58	0	6	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,129	954	1.18	786	628	1.25	343	326	1.05
事務従事者	472	2,078	0.23	266	1,310	0.20	206	768	0.27
販売従事者	279	309	0.90	193	196	0.98	86	113	0.76
サービス職業従事者	1,364	697	1.96	514	377	1.36	850	320	2.66
保安職業従事者	600	75	8.00	100	43	2.33	500	32	15.63
農林漁業従事者	39	57	0.68	15	28	0.54	24	29	0.83
生産工程従事者	691	327	2.11	643	250	2.57	48	77	0.62
輸送・機械運転従事者	497	313	1.59	342	242	1.41	155	71	2.18
建設・採掘従事者	860	100	8.60	827	80	10.34	33	20	1.65
運搬・清掃・包装等従事者	569	1,179	0.48	292	495	0.59	277	684	0.40
IT関連合計	123	228	0.54	71	168	0.42	52	60	0.87
福祉関連合計(介護関係)	1,498	478	3.13	743	270	2.75	755	208	3.63

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年5月分

ハローワーク千葉南

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	328,000	1,350
総合工事業	328,000	1,370
E 製造業	279,000	1,240
食料品製造業	290,000	1,160
繊維工業業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	227,000	－
印刷・同関連業	－	－
化学工業業	260,000	1,230
プラスチック製品製造業	233,000	－
金属製品製造業	312,000	1,350
生産用機械器具製造業	333,000	1,270
電気機械器具製造業	－	－
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	240,000	－
輸送用機械器具製造業	280,000	1,190
（自動車・同附属品製造業）	280,000	1,190
（精密機械器具等）	－	1,530
その他の製造業	210,000	1,200
G 情報通信業	－	－
H 運輸業，郵便業	258,000	1,170
I 卸売業，小売業	253,000	1,240
卸売業	239,000	1,300
小売業	265,000	1,200
J 金融業，保険業	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	276,000	1,380
M 宿泊業，飲食サービス業	248,000	1,240
宿泊業	256,000	1,240
飲食店	258,000	1,240
O 教育，学習支援業	254,000	1,410
P 医療，福祉	262,000	1,490
医療業	248,000	1,470
社会保険・社会福祉・介護事業	268,000	1,490
Q 複合サービス事業	180,000	1,160
R サービス業（他に分類されないもの）	262,000	1,360

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年1月～令和8年3月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	231	194	221	222	231	234	255	253	252	234	226	211	308
	鉱業、採石業、砂利採取業	261	0	0	220	275	290	0	178	452	220	247	300	15
	建設業	276	218	235	268	280	284	297	313	318	309	294	253	3,715
	製造業	269	197	217	247	258	282	284	297	309	309	267	238	2,364
	電気・ガス・熱供給・水道業	373	0	313	312	321	250	0	377	497	730	238	670	35
	情報通信業	339	0	243	285	343	314	450	456	424	405	389	440	264
	運輸業、郵便業	272	202	251	264	275	270	286	291	287	273	274	233	2,535
	卸売業、小売業	268	204	220	253	275	280	277	296	299	308	260	228	3,085
	金融業、保険業	251	0	203	231	262	255	262	253	247	327	338	182	248
	不動産業、物品賃貸業	276	174	235	262	280	257	298	288	316	398	238	183	427
	学術研究、専門・技術サービス業	285	235	223	263	280	304	296	328	309	353	236	309	714
	宿泊業、飲食サービス業	250	207	235	245	242	251	247	283	280	259	248	234	1,102
	生活関連サービス業、娯楽業	258	217	234	253	283	278	278	269	249	257	269	205	803
	教育、学習支援業	275	224	230	256	263	313	302	295	283	281	252	226	306
	医療、福祉	261	211	235	266	279	273	266	267	261	258	249	215	5,512
	複合サービス事業	227	0	223	223	251	265	219	229	219	254	0	135	55
	サービス業(他に分類されないもの)	249	208	228	251	254	260	273	256	265	273	224	195	2,163
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	287	0	234	264	200	355	271	276	352	270	312	323	64
職業別	専門的・技術的職業	292	217	245	283	297	296	307	305	314	309	299	251	4,691
	管理的職業	339	238	232	272	290	343	337	372	377	484	385	219	451
	事務的職業	270	205	231	257	281	275	273	278	281	300	265	271	3,228
	販売の職業	255	208	225	250	255	266	275	261	286	273	235	223	1,582
	サービスの職業	246	204	224	243	253	260	260	265	256	251	229	206	6,129
	保安の職業	229	245	230	239	239	253	246	234	255	233	224	189	248
	農林漁業の職業	222	194	219	212	224	228	237	250	228	209	222	196	259
	運輸・通信の職業	270	190	247	262	266	268	283	293	287	277	263	221	2,593
	生産工程・労務の職業	263	216	230	256	268	275	277	296	290	287	269	246	4,534
規模別	4人以下	265	227	238	267	273	269	271	280	280	279	260	227	3,133
	5～29人	263	211	229	258	266	264	275	286	286	279	260	233	8,215
	30～99人	268	206	233	254	266	276	280	285	286	292	273	223	4,940
	100～299人	266	210	230	251	273	279	283	286	287	285	260	215	3,443
	300～499人	276	210	233	260	292	300	296	309	289	276	267	236	1,187
	500～999人	269	198	233	266	276	285	289	274	278	291	253	193	1,430
	1,000人以上	271	189	224	266	302	327	298	277	274	268	228	230	1,367

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報【令和8年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局
月額(単位:千円)

学歴別 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中 学	高 校	短 大	大 学	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計		209	226	243	271	184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業	－	* 228	* 229	* 220	－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	* 213	－	－	－	212	* 255	* 252
	建設業	* 209	242	* 230	245	* 180	237	236	272
	製造業	－	228	243	263	* 175	223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	238	* 270	284
	情報通信業	－	－	－	* 216	－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業	－	230	* 234	278	－	226	235	256
	卸売業、小売業	－	219	242	251	－	215	223	248
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業	－	* 215	* 238	* 264	－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	－	* 217	* 227	－	* 206	218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業	－	* 203	* 210	－	－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業	－	220	249	* 246	－	220	238	246
	教育、学習支援業	－	－	* 249	* 256	－	216	247	265
	医療、福祉	－	215	245	280	* 200	213	244	264
	複合サービス事業	－	* 211	－	* 244	－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	－	* 216	* 238	* 248	* 180	226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他	－	－	－	－	－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	－	224	249	279	* 193	222	243	265
	管理的職業	－	－	* 220	* 277	－	* 218	* 241	291
	事務的職業	－	221	237	262	* 206	221	226	262
	販売の職業	－	222	248	254	－	217	224	252
	サービスの職業	－	216	240	260	* 185	216	236	250
	保安の職業	－	－	－	－	－	238	* 253	245
	農林漁業の職業	－	－	* 245	* 220	－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	－	222	* 242	* 246	* 180	226	233	253
	生産工程・労務の職業	* 209	234	* 233	256	* 175	226	239	259
規 模 別	29人以下	* 209	228	236	237	* 183	222	237	251
	30人～99人	－	217	248	255	* 190	220	241	256
	100人～299人	－	227	230	257	－	221	238	256
	300人以上	－	228	249	279	－	224	232	262
対 象 人 員 (人)		1	429	127	329	10	2,418	1,777	5,855

(注1) 毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

(注2) 賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

(注3) 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分で算出しています。

千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

